

岐阜県公報

平成十四年四月三十日 (火曜日)

目 次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)二六七八

平成十四年四月三十日

告 示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

(福利厚生室)二六八

(青少年室)二六八

(同)二六九

(水産振興室)二六九

(用地課)二七〇

(道路維持課)二七一

(同)二七一

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則 (昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号) の一部を次のように改正する。

第七十五条中第二十五号を第二十六号とし、第一十一号から第十四号までを一つずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一 小学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。) を養育する職員が、その子の看護 (負傷し、又は疾病にかかつたその子の世話をを行うこと) を行つことを(つ)。そのため勤務しないことが相当であると認められる場合 一年において五日の範囲

内に期間

「」の規則は、公布の日から施行する。

附 則

委員長 南 谷 信 子

岐阜県告示第一百八十四号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づいて知事が定める額に関する指示（平成四年岐阜県告示第二百三十七号）の一部を次のよきに改正する。

改正後の規定は、平成十四年四月一日（以下「適用日」といふ。）以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成十四年四月三十日

岐阜県知事 梶原 拓

表を次のよきに改めらる。

年 齢	階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二 十 歳	未 満	四 一 四 〇 円	一 三 四 〇 八 円
二 十 歳 以 上	二 十五 歳 未 満	五 三 一 六 円	一 三 四 〇 八 円
二 十 五 歳 以 上	三 十 歳 未 満	六 一 六 四 円	一 三 四 〇 八 円
三 十 歳 以 上	三 十五 歳 未 満	六 八 六 九 円	一 六 五 八 四 円
三 十 歳 以 上	四 十 歳 未 満	七 三 五 〇 円	一 九 三 八 〇 円
四 十 歳 以 上	四 十五 歳 未 満	七 三 三 四 円	一 一 六 六 八 円
四 十 歳 以 上	五 十 歳 未 満	七 一 五 七 円	一 一 六 八 一 円
五 十 歳 以 上	五 十五 歳 未 満	七 〇 四 七 円	一 四 三 八 八 円
五 十 歳 以 上	六 十 歳 未 満	六 四 一 円	一 三 四 六 七 円
六 十 歳 以 上	六 十五 歳 未 満	四 四 一 三 円	一 九 六 八 七 円
六 十 歳 以 上	七 十 歳 未 満	四 一 五 円	一 四 八 七 四 円

北口 示

七十歳以上 四一四〇円 一一四〇八円

岐阜県告示第一百八十五号

岐阜県青少年保護育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第二十七号）第五条第一項の規定によつて、次のものを有書興行として指定した。

平成十四年四月三十日

岐阜県知事 梶原 拓

1 指定興行

種類	題名等	配給会社名等
映画	不純な和服妻 覗かれた情事	新日本映像
初戀 Love Potion		オーピー映画
介護SEX お義父さん、やめて！		新日本映像
美女濡れ酒場		オーピー映画
猥褻ストーカー 暗闇で抱いて！		新東宝映画
ケンタッキー・フライド・ムービー		ニューセレクト
痴漢レイブ魔 淫らな訪問者		新東宝映画
痴漢病棟		新東宝映画
三十歳以上三十五歳未満	六八六九円	一六五八四円
三十五歳以上四十歳未満	七三五〇円	一九三八〇円
四十歳以上四十五歳未満	七三三四円	一一六六八円
四十五歳以上五十歳未満	七一五七円	一一六八一円
五十歳以上五十五歳未満	七〇四七円	一四三八八円
五十五歳以上六十歳未満	六四一円	一三四六七円
六十歳以上六十五歳未満	四四一三円	一九六八七円
六十五歳以上七十歳未満	四一五円	一四八七四円

新日本映像ニユース
<不純な和服妻 覗かれた情事 >新日本映像ニユース
<介護SEX お義父さん、やめて！>

新日本映像

岐阜県告示第一百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年四月三十日から一週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県秋原建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月三十日

岐阜県知事 梶 原 拓

県道					類の道種路
小下坂呂線					路線名
					区間
の字同郡同町大字少ヶ 一ヲウスナバ一四五二番野	益田郡下呂町大字三原字 マイバタ一三一一番の一地先まで	の字同郡同町大字少ヶ 一ヲウスナバ一四五二番野	益田郡下呂町大字三原字 かバタ一三一一番の一地先まで	の字同郡同町大字少ヶ 一ヲウスナバ一四五二番野	からイカダバ四六番の一地先
後B	B	前A	A		別前変区 後更区域
三・五 七・〇	三・五 四・六	四・五 五・五	四・五 五・五	ル(メートル) 幅員敷地の幅	延長(メートル) ル(メートル)
五〇三・〇	五〇三・〇	五〇三・〇	五〇三・〇	い区敷示面関BA う分地すに係は及 をのる表図	備考

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十四年四月三十日から一週間岐阜県基盤整備部道路維持課及び岐阜県秋原建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年四月三十日

岐阜県知事 梶 原 拓

県道		類の道種路
路線名	区	間
上金之保山線		
野三三〇一番の一地先から	益田郡金山町大字戸部字藤後	
同九二番の一地先まで	同郡同町大字同字諸原	ル(メートル) 延長
	五二・五	の期日
	四・三〇	供用開始
	三・三・四	ほ示変決(備か)月の又地域告はの考

公 示

岐阜県職員表彰規程に基づく表彰

岐阜県知事は、次とおり表彰を行つたので、岐阜県職員表彰規程（昭和二十九年岐阜県訓令甲第九号）第八条の規定により公示する。

平成十四年四月三十日

表 彰 状

岐阜県知事 梶 原 拓

あなたは多年本県職員として職務に精励し県行政に多大の貢献をされました よって岐阜県告示第一百九十九号

佐 藤 利 男 殿

阜県職員表彰規程により表彰します

平成十四年四月十四日

岐阜県知事 梶原 拓

平成十四年四月三十日印刷
平成十四年四月三十日発行

発行者

岐 岐 阜 阜 県 庁 県

岐阜市薮田南二丁目一番一号

印 刷 所 定価
印刷者 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三番地
一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税一二八六円を含む)
岐阜市三輪ぶりんとびあ十三番地 岐阜市三輪ぶりんとびあ十三番地
飯 飯 尾 尾
阜 文 芸 芸
県 社 審 審